

19 災害救助法関係

災害救助法による救助の程度、方法及び期間

救助の程度、方法及び期間については、一般的には、次により取り扱うこととしているが、この取り扱いはあくまでも原則的な考え方であり、硬直的な運用に陥らないように留意すること。

即ち、災害は、その規模、態様、発生地域等により、その対応も大きく異なるので、実際の運用に当たっては、厚生労働省と連絡調整を図り、必要に応じて厚生労働大臣に協議し、特別基準を設定するなど、救助の万全を期する観点から、柔軟に対応する必要があるものである。

(令和4年災害救助事務取扱要領より抜粋)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)/泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれがある場合において、被害を受けおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり330円以内 高齢者等の要援護者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上

資料 19-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考							
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,285,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内 着工	1 費用は設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,285,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内							
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる。 2 基本額 地域の実情に応じた額			災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。					
炊出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり1,180円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)							
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は、別途計上							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額(円)の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること							
		区 分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算	
		全壊			夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
		全流			冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
半壊	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600				
半流	冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600				

資料 19-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保健診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり 1 2に掲げる世帯以外の世帯 655,000円 2 半焼又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000円	災害発生の日から3ヵ月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては6ヶ月以内)	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出をし、又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,700円 中学校生徒 5,000円 高等学校等生徒 5,500円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 213,800円以内 小人(12歳未満) 170,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

資料 19-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,500円以内 一時保存 既存建物借上費:通常の実費 既存建物以外:1体当たり5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	該当地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバスに乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第17条第1項に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められている期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

資料 19-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考														
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記 1 から 7 に掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の清算事務を行うのに要した経費も含む。														
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20px;">イ</td> <td>3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>3 千万円を超え 3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8</td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7</td> </tr> <tr> <td>ホ</td> <td>2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6</td> </tr> <tr> <td>へ</td> <td>3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5</td> </tr> <tr> <td>ト</td> <td>5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4</td> </tr> </table>					イ	3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10	ロ	3 千万円を超え 3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9	ハ	6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8	ニ	1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7	ホ	2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6	へ	3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5	ト	5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4
イ	3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10																	
ロ	3 千万円を超え 3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9																	
ハ	6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8																	
ニ	1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7																	
ホ	2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6																	
へ	3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5																	
ト	5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4																	

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合に、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

災害救助法の様式

様式 1

災害救助費概算額調
(災害名)

〇〇県〔市〕

種目別区分		員数	単価	金額	備考
I 救助業務に要した経費			円	円	
1 救助費					
(1)	避難所設置費	避難所	延人		
		福祉避難所	延人		
		ホテル・旅館など	延人		
	計	延人			
(2)	応急仮設住宅設置費	建設型仮設住宅	戸		
		借上型仮設住宅	戸		
		計	戸		
(3)	炊出しその他による食品の給与費	延人			
(4)	飲料水の供給費				
(5)	被服履具その他生活必需品の給与費	全壊(焼)流出	世帯		
		半壊(焼)・床上浸水	世帯		
		計	世帯		
(6)	医療及び助産費	医療	延人		
		助産	延人		
		計	延人		
(7)	被災者の救出費	人			
(8)	被災した住宅の応急修理費	世帯			
(9)	生業に必要な資金の貸与費	世帯			
(10)	学用品の給与費	小学校児童	教科書	人	
			文房具等	人	
		中学校生徒	教科書	人	
			文房具等	人	
		高等学校生徒	教科書	人	
			文房具等	人	
	計	人			
(11)	埋葬費	大	人	体	
		小	人	体	
		計		体	
(12)	死体の捜索費	体			
(13)	死体の処理費	洗浄、縫合、消毒等	体		
		一時保存	体		
		検案	体		
		計	体		
(14)	障害物の除去費	世帯			
(15)	輸送費				
(16)	賃金職員等雇上費				
2 実費弁償費		人			
3 扶助金		件			
4 損失補償		件			
5 法第19条の補償					
II 救助事務に要した経費					
1 都道府県事務費					
2 市町村事務費					
3 法第20条第1項の求償に係る事務費					
(合計)					

様式6

飲料水の供給簿

供給対象箇所の名称	供給期間 月 日～ 月 日	実支出額	市町村名	備考
	円			
計				

(注) 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

様式5

炊き出し給与状況

炊き出し場の名称	実施期間 月 日～ 月 日	延人員 人	実支出額	市町村名	備考
	円				
計					

(注) 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

様式7

被服、寝具その他生活必需品の給与状況

住家被害程度区分	世帯主氏名	基礎となつた世帯構成人員	給与月日	物質給与の品名		実支出額	備考
				市町村名	市町村名		
		人	月 日	〇〇	〇〇	円	
計							

- (注) 1 住家の被害程度に、全壊(焼)流失又は半壊(焼)床上浸水の別を記入すること。
 2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
 3 「物資給与の品名」欄は、実際に給与した物品名を品名として記載し、各給与数を記入すること。
 4 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

様式8

救護班活動状況

〇〇救護班
班長 氏名 氏名 印

月日	市(区)町 村名	品目	措置の概要	経費	備考
				円	
計					

(注) 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

様式10

助産台帳

分べん者氏名	分べん日時	助産機関名	市町村名		金額	備考
			分べん期間	月日		
				月 日 ~ 月 日	円	
計						

様式9

病院診療所医療実施状況

診療機関名	患者氏名	診療期間 月 日	病名	診療区分		市町村名		金額	備考
				入院	通院	診療報酬 入院	通院		
計									人

(注) 「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

様式11

被災者救出状況記録簿

年月日 月 日	市町村名		備考
	機械器具等名称	救出用機械器具等 数量	
		金額 円	
計			

(注) 1 備考欄には使用した機械器具の使用用途概略を記載すること。
 2 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。

様式12

住宅応急修理記録簿

整理番号	世帯主氏名	応急修理期間 月 日 ~ 月 日	実支出額 円	市町村名	
				応急修理箇所概要	摘要
計				世帯	

(注) 1 実施に際し、複数の業者が施工した場合にはその旨を備考欄に記入すること。

資料 19-2 災害救助法の様式

様式 13

生業資金貸付台帳

					市町村名			
貸付を受けた者		保証人			事業計画概要	貸与期間	貸与金額 円	備考
住所	氏名	住所	氏名	職業				
計		世帯						

(注) 1 「貸与期間」欄は「年 月 日まで 年 月間」を記入すること。
 2 「備考」欄は、償還状況等のてん末を明らかにしておくこと。

様式 14

学用品の給与状況

学校名	学年	児童(生徒)氏名	親権者氏名	給与 月日	給与品の内訳										市町村名	実支出額	備考
					教科書					その他学用品							
					国語	算数	理科	社会	その他	鉛筆	ノート	絵の具セット	書字セット	その他			
小学校		人															
中学校		人															
高校		人															

(注) 1 当該様式は、小学校、中学校、高等学校等教育機関の別に作成すること。
 2 支給する学用品の品目については、教科書、文房具、通学用品、その他の学用品の範囲で個々の実情に応じて給与するものである。
 3 給与月日欄は、その児童(生徒)に対して最後に給与した給与年月日を記入する。
 4 給与品の内訳欄には、数量を記入し、備考欄には別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

資料 19-2 災害救助法の様式

様式 15

埋葬台帳

死亡年月日	埋葬年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬者				備考
		氏名	年齢	死亡者との関係	氏名	棺(附属品を含む)	埋葬又は火葬料	骨箱	計	
						円	円	円	円	
計										

- (注) 1 埋葬を行った者が市(区)町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2 市(区)町村長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

様式 16

死体処理台帳

処理年月日	死体発見の日時及び場所	死亡者氏名	遺族		洗浄等の処理			死体の一時保存	市町村名		備考
			氏名	死亡者との関係	品名	数量	金額		検案料	実支出額	
							円				
計											

資料 19-2 災害救助法の様式

様式 17

障害物除去の状況

整理番号	住家被害程度区分	除去に要した期間 月 日 ~ 月 日	市町村名		除去に要すべき 状態の概要	備考
			美支出額	円		
計	半壊(焼) 床上浸水					

(注)1 除去に際し、複数の業者が施工した場合はその旨を備考欄に記入すること。

様式 18

輸送記録簿

輸送 月日	目的	輸送 区間 (距離)	借上等		故障車台数	金額	故障車台数 所有者氏名	修理 月日	修理 費	故障の 概要	燃料費	実支 出額	備考
			種類	台数									
計													

- (注) 1 「目的」欄は主たる目的(又は救助の種類名)を記入すること。
 2 県又は市町村の車両による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上等車両等による場合は、有償無償を問わず記入すること。
 4 「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

資料 19-2 災害救助法の様式

(実費弁償)

様式 19

(1) 令第4条第1号から第4号までに規定する者の従事状況

職種	従業員数		従事場所(市町村)	従事期間	実支出額				市町村名	算定基準による算定額	備考
	実人員	延人員			日当	旅費	時間外勤務手当	計			
医師及び歯科 医師 薬剤師 保健師・助産 師・看護師 土木技術者 建築技術者 大工左官及び とび職	人	人			円	円	円	円	円		
計											

(注) 「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

様式 20

(2) 令第4条第5号から第10号までに規定する者の従事状況

業者		従事者		従事場所(市町村)	従事期間	実支出額	備考
業種	数	実人員	延人員				
土木建築業者		人	人			円	
地方鉄道業者							
軌道経営者							
自動車 運送事業者							
船舶運送業者							
港湾運送業者							
計							

(注) 「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

資料 19-2 災害救助法の様式

様式23

法第19条の補償費の状況

区 分	実 支 出 額			備 考
	員 数	単 価	金 額	
1 人 件 費		円	円	
(1) 旅 費				
(2) 役 務 費				
(3) 時 間 外 勤 務 手 当 及 び 深 夜 手 当				
2 救 護 所 設 置 費				
(1) 救 護 器 材 費				
(2) 消 耗 器 材 費				
(3) 借 上 料 損 料				
3 救 護 諸 費				
(1) 薬 剤				
(2) 治 療 材 料				
(3) 医 療 器 具 破 損 料				
(4) 衛 生 材 料				
(5) 死 体 の 処 理 費				
(6) そ の 他				
4 輸 送 費				
5 賃 金 職 員 等 雇 上 費				
6 そ の 他 の 費 用				
7 扶 助 金				
(1) 療 養 扶 助 金				
(2) 休 業 扶 助 金				
(3) 障 害 扶 助 金				
(4) 遺 族 扶 助 金				
(5) 葬 祭 扶 助 金				
(6) 打 切 扶 助 金				
8 事 務 費				
(1) 消 耗 品 費				
(2) 通 信 運 搬 費				
(3) そ の 他				
計				

(注) 「区分」の欄には、適宜必要な欄を設けて費目別に記入すること。